資　料　２

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の改正に伴い、令和６年度から令和８年度までの介護保険料の保険料率を定めるものである。

２　改正の内容

令和６年度からの「高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」における介護保険料の基準月額について、第８期の 6,174 円から 93 円引き上げ、第１号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び保険料率の年額を別表のように定める。

３　議決日

令和６年３月 27 日

４　施行日

令和６年４月１日

別　表

| 段階区分 | 対象者 | 保険料基準額月額 | 料率 | 月額 | 年額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１段階 | ・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人<br>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人<br>・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人 | 6,267円 | 0.285<br>※注<br>(0.455) | 1,786円<br>(2,851円) | 21,400円<br>(34,200円) |
| 第２段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人 | | 0.435<br>※注<br>(0.635) | 2,726円<br>(3,980円) | 32,700円<br>(47,800円) |
| 第３段階 | ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第１段階、第２段階以外の人 | | 0.685<br>※注<br>(0.690) | 4,293円<br>(4,324円) | 51,500円<br>(51,900円) |
| 第４段階 | ・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人 | | 0.85 | 5,327円 | 63,900円 |
| 第５段階 | ・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人 | | 1.00 | 6,267円 | 75,200円 |
| 第６段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 120万円未満の人 | | 1.20 | 7,520円 | 90,200円 |
| 第７段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の人 | | 1.30 | 8,147円 | 97,800円 |
| 第８段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の人 | | 1.50 | 9,401円 | 112,800円 |
| 第９段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の人 | | 1.70 | 10,654円 | 127,800円 |
| 第10段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の人 | | 1.90 | 11,907円 | 142,900円 |
| 第11段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の人 | | 2.10 | 13,161円 | 157,900円 |
| 第12段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の人 | | 2.30 | 14,414円 | 173,000円 |
| 第13段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が 720万円以上の人 | | 2.40 | 15,041円 | 180,500円 |

※注：本表の第１～３段階の括弧書きは、本来徴収すべき介護保険料の料率で、公費による保険料軽減前のものである。